

令和6年3月11日

国土交通省九州地方整備局
遠賀川河川事務所と同時発表

県土整備部河川管理課
担当 児玉、井上
内線 4537
直通 092-643-3666

令和6年4月1日から遠賀川河口域における
更なる不法係留船対策を開始します
～3月11日に第5期重点的撤去区域の設定を公示～

遠賀川河口域の不法係留船舶の撤去対策については、平成23年度から国土交通省九州地方整備局長と福岡県知事との連名で「重点的撤去区域」を順次設定し、進めているところです。

これまで、「第4期重点的撤去区域」により西川全域（国管理）を指定し、対策を進めてきた結果、対策開始前の平成22年度には775隻あった不法係留船が、令和5年10月時点で131隻まで減少しています。

この度、不法係留船対策の更なる推進のため、遠賀川本川（国管理）及び江川（県管理）にかかる第5期重点的撤去区域の設定を、国土交通省九州地方整備局長と福岡県知事との連名で、本日公示し、同年4月1日から対策を開始します。

なお、公示内容等につきましては、別添資料をご覧ください。

1 公示日 令和6年3月11日

2 公示文掲示場所

- ・ 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7福岡第2合同庁舎）
- ・ 遠賀川河川事務所（直方市溝堀1-1-1）
- ・ 福岡県庁（福岡市博多区東公園7-7）
- ・ 福岡県北九州県土整備事務所（北九州市八幡西区則松3-7-1八幡総合庁舎）

※ 遠賀川河川事務所（占用調整課）、福岡県県土整備部河川管理課、福岡県北九州県土整備事務所において、関係図書を縦覧に供します。

～ 参 考 ～

① 遠賀川河口域利用対策協議会とは

平成10年度に発出された、国土交通省 河川局長（現在：水管理・国土保全局長）通達「計画的な不法係留船対策の促進について」を踏まえ、行政手続きに則り設置された協議会。メンバーは、学識経験者・地元自治体代表・警察・河川管理者（国・県）で構成されている。

この協議会からの助言を受け、河川管理者が不法係留船対策に係る計画を推進することとしている。

－開催経緯－

第1回	平成22年	9月16日	第2回	平成23年	1月26日
第3回	平成24年	2月17日	第4回	平成25年	1月23日
第5回	平成26年	8月8日	第6回	平成28年	4月26日
第7回	平成30年	7月24日	第8回	令和元年	12月19日
第9回	令和6年	1月25日			

② 遠賀川下流部利用者会議とは

上記で設けられた遠賀川河口域利用対策協議会には、地元住民や水面利用者が含まれないことから、地域の意見を聴く仕組みとして、遠賀川下流部利用者会議を設置。

－開催経緯－

第1回	平成22年	11月25日	第2回	平成23年	12月15日
第3回	平成24年	11月29日	第4回	平成26年	6月20日
第5回	平成28年	3月9日	第6回	平成30年	5月29日
第7回	令和元年	10月29日	第8回	令和5年	11月22日

③ 重点的撤去区域とは

①記載の通達に示された考え方で、周辺環境の維持と治水の安全を確保するため、重点的に船舶の係留規制（強制撤去等）をしていく区域のことで、遠賀川河口域では5期に分かれております。

この度設定する第5期重点的撤去区域は、本計画に定めている最後の重点的撤去区域であり、現在、近隣に新たな係留保管施設の整備が計画されている状況を踏まえ、係留規則の取組をさらに推進するため、区域を設定する事を協議会等で承認され決定しました。

なお、河川区域に船舶を係留するには、河川法（24条・26条）の許可を得る必要があります。しかし、遠賀川河口域では、治水面・環境面から基本的に船舶係留を許可しておりません。（「遠賀川河口域利用対策協議会」において不法係留船対策に資すると認められた陸上保管施設は除く）

④ 除却（撤去）指示・強制撤去について

重点的撤去区域では、船舶の係留規制（強制撤去等）が徹底されるため、河川法及び行政代執行法に基づき、行政指導・除却（撤去）指示・監督処分・戒告等により自主撤去を促し、それでも自主撤去されない場合は、代執行令等の手続を実施し、不法係留船を強制撤去（代執行）していくこととなります。

なお、代執行に要した費用については、船舶所有者に納付を命ずることとなり、行政代執行法第6条第1項の規定に基づき、国税滞納処分の例により徴収することができます。

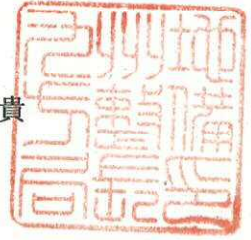
公 示

遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画において、「第5期重点的撤去区域」を次のように定めたので公示する。

関係図書は、国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所（占用調整課）、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和6年3月11日

国土交通省 九州地方整備局長 森戸 義貴



福 岡 県 知 事 服部 誠太郎



1. 河川名

遠賀川水系 遠賀川
遠賀川水系 江川

2. 第5期重点的撤去区域の範囲

遠賀川 遠賀川河口から遠賀川河口堰下流端・芦屋唐戸水門下流端まで
江川 遠賀川合流点から鯨瀬防潮樋門・鯨瀬排水樋管・江川橋の各下流端まで

3. 第5期重点的撤去区域における不法係留船対策の実施開始時期

令和6年4月1日

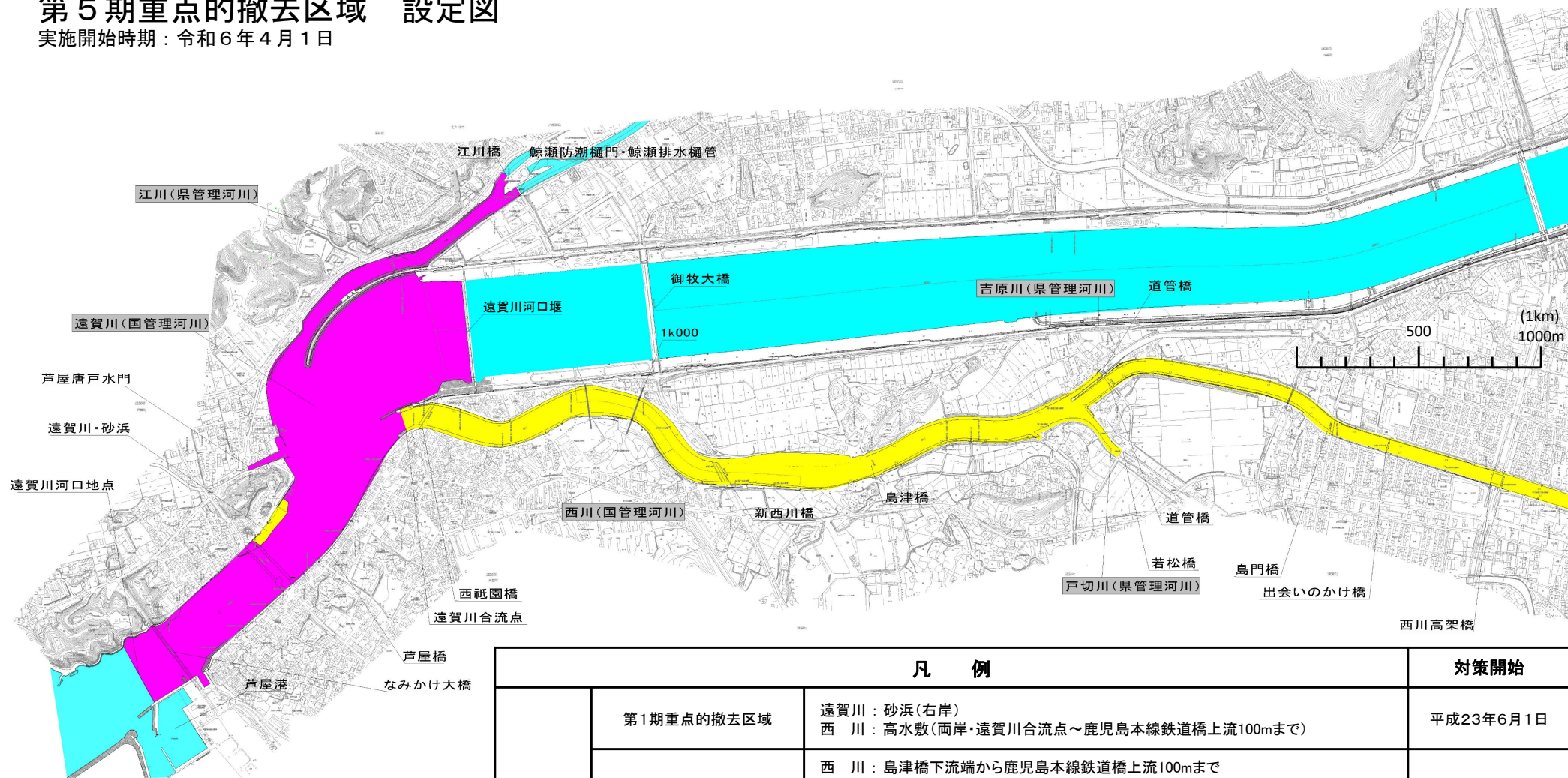
4. 強制的撤去措置に関すること

河川法第77条第1項に基づき河川監理員が行う是正指示等の指導に従わず不法係留船を河川区域外へ自主的に除却しない場合又は不法設置栈橋・係留柱等を除却し河川を原状に回復しない場合は、同法第75条第1項に基づき河川管理者の監督処分として河川区域からの除却等を命ずる。（監督処分を命ずべきものを確知できない場合は、同法第75条第3項に基づく簡易代執行により河川管理者において強制的に撤去する。）

命ぜられた期限までに除却等を履行しない場合は、行政代執行法第2条に基づき河川管理者において強制的に撤去する。

第5期重点的撤去区域 設定図

実施開始時期：令和6年4月1日



凡 例		対策開始	
■	第1期重点的撤去区域	遠賀川：砂浜(右岸) 西 川：高水敷(両岸・遠賀川合流点～鹿児島本線鉄道橋上流100mまで)	平成23年6月1日
	第2期重点的撤去区域	西 川：島津橋下流端から鹿児島本線鉄道橋上流100mまで 吉原川：西川合流点から道管橋下流端まで 戸切川：西川合流点から若松橋下流端まで	平成24年4月1日
	第3期重点的撤去区域	西 川：新西川橋下流端から島津橋下流端まで	平成25年4月1日
	第4期重点的撤去区域 (その1)	西 川：距離標1k000から新西川橋下流端まで	平成26年10月1日
	第4期重点的撤去区域 (その2)	西 川：距離標0k800から1k000まで	平成28年7月1日
	第4期重点的撤去区域 (その3)	西 川：遠賀川合流点から0k800まで	令和2年2月10日
■	第5期重点的撤去区域	遠賀川：遠賀川河口から遠賀川河口堰下流端・芦屋唐戸水門下流端まで 江 川：遠賀川合流点から鯨瀬防潮樋門・鯨瀬排水樋管・江川橋の各下流端まで	令和6年4月1日

不法係留船対策

第5期重点的撤去区域の設定について

(記者発表参考資料)

令和6年3月11日
国土交通省 遠賀川河川事務所

遠賀川河口域における不法係留船対策の進め方

不法係留船対策に係る計画について専門的な議論を行う。

●遠賀川河口域利用対策協議会

※構成メンバー：学識経験者・地元自治体・警察・河川管理者等

「地域の意見」を不法係留船対策に係る計画に反映する。

●遠賀川下流部利用者会議

※構成メンバー：地元自治体・地域住民・地元漁協・船舶所有者の代表等

⑥計画実施の報告

③地域の意見を反映した対策(案)の説明

④対策(案)の承認

不法係留船対策に係る計画の立案及び実施を行う。

●河川管理者

※九州地方整備局・福岡県

①対策(案)の説明

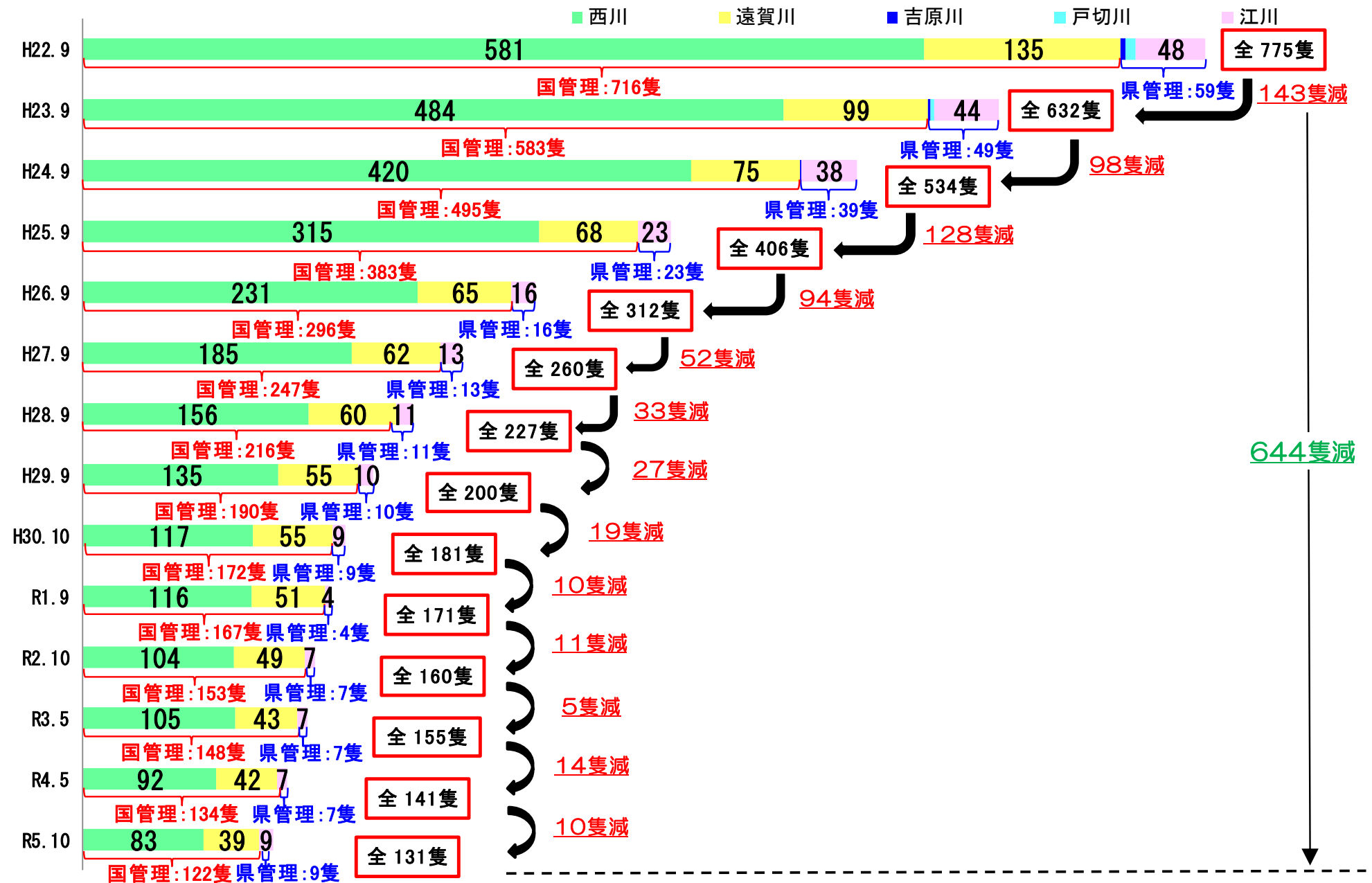
②地域の意見を対策(案)に反映

⑥計画実施の報告

⑤計画の実行

○船舶所有者又は使用者

遠賀川河口域における係留船舶数の推移



第5期重点的撤去区域の係留状況



遠賀川不法係留船状況
令和5年10月撮影